

狭山市男女共同参画推進条例

平成 27 年 6 月 29 日

条例第 16 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 9 条—第 13 条）

第 3 章 狭山市男女共同参画審議会（第 14 条—第 17 条）

第 4 章 雑則（第 18 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市の男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について基本的な事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2）積極的格差改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3）市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- （4）事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- （5）ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者（過去に配偶者であった者その他親密な関係にあった者を含む。）からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。
- （6）セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることを

いう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活及び社会生活における活動に対等に参画することができること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、妊娠、出産等性と生殖に関する互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会における取組を十分理解し、行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念に基づき男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、かつ、計画的に実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国、埼玉県及び他の地方公共団体と連携し、協力を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、あらゆる分野で男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たって、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、仕事と家庭生活その他の活動が調和して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力
- (3) セクシュアル・ハラスメント

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報については、性別による固定的な役割分担及び前条に掲げる行為を助長し、又は連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関して次条に定める基本的施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するよう措置を講ずるとともに、第14条に規定する狭山市男女共同参画審議会に意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本的施策)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関し、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

- (1) あらゆる分野の活動において男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差改善措置が講ぜられるよう努めること。
- (2) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあつては、積極的格差改善措置を講ずることにより、できる限り男女間の均衡を図ること。
- (3) 学校教育、社会教育その他の教育において、男女共同参画の推進を図ること。
- (4) 市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動に必要な支援を行うとともに、男女共同参画の推進に関する理解を深めるため、情報の提供や広報活動を行うこと。
- (5) 男女が共に家庭生活と社会生活における活動の両立ができるように、情報の提供その他の必要な支援を行うこと。

(6) 男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたり健康な生活ができるように、情報の提供その他の必要な支援を行うこと。

(7) 第7条に掲げる行為の防止に努めるとともに、これらの権利侵害の被害を受けた者に対し、必要に応じて、情報の提供を行い、又は関係機関と連携して、適切な対応を行うこと。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年度、基本計画に基づく男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(推進体制)

第12条 市は、男女共同参画の施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

(意見等の申出)

第13条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について意見等を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、関係機関等と連携を図り、適切に対応するものとする。

第3章 狭山市男女共同参画審議会

(設置)

第14条 市は、男女共同参画を推進するため、狭山市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第15条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する事項について調査審議する。

(組織)

第16条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 関係団体等の代表者

(2) 知識経験を有する者

(3) 市民を代表する者

(任期)

第17条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委

員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 狭山市男女共同参画審議会条例（平成25年条例第12号）は、廃止する。

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の狭山市男女共同参画審議会条例第3条第2項の規定により委嘱された狭山市男女共同参画審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に第16条第2項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第17条第1項本文の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。